電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則の一部改正）

**第一条**　電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第六十四号）による改正前の電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。附則第三条において「旧電気事業法施行規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （電気の使用者の需要規模）<br>**第二条の二**　法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要に該当することとする。<br>（削る）<br>2　（略） | （電気の使用者の需要規模）<br>**第二条の二**　法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。<br>一　沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要<br>二　沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として二千キロワット以上の者の需要<br>2　（略） |

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

**第二条**　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （需要等の算定）<br>**第九条**　事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）及び特定需要（以下「二需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。<br>一～五　（略）<br>2～6　（略）<br>（削る） | （需要等の算定）<br>**第九条**　事業者（沖縄電力を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）及び特定需要（以下「二需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。<br>一～五　（略）<br>2～6　（略）<br>7　前六項の規定は、沖縄電力に準用する。この場合において、第一項中「事業者（沖縄電力を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」とあるのは「沖縄電力」と、同項及び第二項中「当該事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第一項中「高圧需要」とあるのは「高圧需要（特定需要を除く。）」と、「及び特定需要」とあるのは「、特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）」と、同項及び第四項から第六項まで中「二需要種別」とあるのは「三需要種別」と、第二項から前項まで中「事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第三項中「様式第六」を「様式第六の二」と読み替えるものとする。 |